

1.重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準および評価方法

製品・仕掛品	個別法による原価法
原材料	移動平均法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

(3)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法

主な耐用年数は以下のとおり

建物	8～50年
構築物	7～40年
機械及び装置	7～13年
車輛運搬具	4～5年
工具器具備品	2～8年

無形固定資産.....利用可能期間（5年）に基づく定額法

（ソフトウェア）

(4)重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ.賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（追加情報）

支給対象期間を以下のように改定いたしました。

冬季賞与：6月1日～11月30日から4月1日～9月30日

夏季賞与：12月1日～5月31日から10月1日～3月31日

この結果従来と同一の支給対象期間によった場合と比較して賞与引当金残高が148,878千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期利益は142,183千円減少しております。

ハ.退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から会計処理しております。

(5)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6)消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7)会計方針の変更

イ．自己株式及び法定準備金取崩等に関する会計基準

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準によっております。これによる当期の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当期における貸借対照表の資本の部については、制定後の商法施行規則により作成しております。

ロ．1株当たり情報

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する営業年度に係る計算書類から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針によっております。なお、これによる影響については、「貸借対照表の注記」に記載しております。

2.貸借対照表の注記

(1)子会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	950,505千円
短期金銭債務	380,329千円

(2)投資有価証券には子会社株式 123,200千円を含んでおります。

(3)有形固定資産の減価償却累計額 4,143,252千円

(4)貸借対照表に計上した固定資産の他に鋼板加工設備・塗装ライン設備およびコンピュータシステムその他の事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。

(5)商法第290条第1項第6号に規定する配当制限額

資産の時価評価により増加した純資産額 58,111千円

(6)1株当たりの当期利益 96円51銭

当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、従来の方法により算定した場合の1株当たりの当期利益は、101円52銭であります。

3.損益計算書の注記

(1)子会社との取引高

売 上 高	1,112,997 千円
仕 入 高	3,142,079 千円
事 務 委 託 費	67,607 千円
営 業 取 引 そ の 他	13,289 千円
営 業 取 引 以 外 の 取 引 高	149,041 千円

(2)研究開発費の総額 272,142 千円

4.税効果会計の注記

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

繰延税金資産(流動)

未払事業税	46,529
賞与引当金限度超過額	170,768
未払法定福利費	20,026
その他	18,441

繰延税金資産計 255,765

繰延税金負債(流動)

棚卸資産認容額	11,266
---------	--------

繰延税金資産の純額 244,498

繰延税金資産(固定)

貸倒引当金限度超過額	57,968
退職給付引当金限度超過額	101,712
ゴルフ会員権評価損	34,924
その他	15,123

繰延税金資産計 209,729

繰延税金負債(固定)

固定資産圧縮積立金	55,951
特別償却準備金	14,437
株式等評価差額金	39,390

繰延税金負債計 109,779

繰延税金資産の純額 99,949

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	41.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.3%
住民税均等割等	1.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0%

- (注) 地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第九号)の公布により、平成16年4月1日以降開始営業年度に適用される法定実効税率が変動しております。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率を、前期41.8%から当期の流動区分41.8%、固定区分40.4%へ変更しております。
この変更により、繰延税金資産(固定)が3,463千円、当期利益が4,828千円それぞれ減少し、株式等評価差額金が1,365千円増加しております。

5.退職給付関係

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度(石川県機械工業厚生年金基金)および適格退職年金制度を設けております。

(2) 退職給付債務およびその内訳(平成15年3月31日現在) (単位:千円)

退職給付債務	1,243,950
年金資産	805,788
未積立退職給付債務(+)	438,162
未認識数理計算上の差異	186,399
退職給付引当金(+)	251,762

(3) 退職給付費用の内訳(自平成14年4月1日至平成15年3月31日) (単位:千円)

勤務費用(注)	171,468
利息費用	23,222
期待運用収益(減算)	7,679
数理計算上の差異の費用処理額	47,042
退職給付費用(+ - +)	234,053

- (注) 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することのできない総合設立の厚生年金基金への拠出額(会社負担分)78,428千円を勤務費用に含めております。
なお、掛金拠出割合により計算した年金資産の額は962,503千円であります。

- (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	2.0%
期待運用収益率	1.0%
退職給付見込額の期間配分方式	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数(注)	5年

- (注) 各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から会計処理しております。